

## 【全宅連】水害ハザードマップに係る説明項目の追加に関する重要事項説明書の更新等について

近年、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じ、不動産取引時に於いて、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素となっていることから、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正し、水防法に基づき作成された水害ハザードマップにおける取引対象の宅地又は建物の所在地を新たに重要事項説明の項目として位置付ける改正が行われ、令和2年8月28日から施行されています。

これに伴い、更新された全宅連策定書式及び解説(わかりやすい重要事項説明書の書き方追補版)が公開されています。

詳細は、協会ホームページからそれぞれご確認ください。

<http://www.htk.or.jp/topics/member/13566/>  
(ID: hyoutaku, PW: 4018)

## 【国土交通省】「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴う宅地建物取引業法施行令の一部改正について

令和2年6月10日に、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号。以下「改正法」という。)が公布され、令和2年9月7日から施行されたことに伴い、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令において、宅地建物取引業法施行令についても改正され、令和2年9月7日から施行されました。

本件につきまして、国土交通省より全宅連宛に周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

詳細は、全宅連ホームページをご覧ください。

<https://www.zentaku.or.jp/news/5521/>

## 全宅連ホームページがリニューアルされました!

全宅連ホームページが9月15日にリニューアルされました。

8月19日に先行リニューアルされた全宅連の会員専用ページ「ハトサポ」とあわせてご利用ください。

なお、リニューアルに伴い一部 URL が変更になっていますので、お気に入り登録をされている場合は再設定をお願いします。

※ハトサポにログインするには、ハトサポのID・パスワードの入力が必要です。

## 「兵庫県内の不動産市場動向に関するアンケート調査」へのご協力をお願い

「第12回 兵庫県内の不動産市場動向に関するアンケート調査」が、10月に実施されます。平成27年4月から始まり、今回で12回目となります。

アンケート調査票は、10月1日にFAXにて送付致しますのでご協力の程、宜しくお願い致します。

## 令和3年経済センサス - 活動調査を実施します。

○令和3年6月1日現在で経済センサス-活動調査を実施します。

○経済センサス-活動調査は、我が国における産業構造を包括的に明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、「統計法」という法律に基づいた報告義務のある基幹統計調査です。



本調査実施にあたり、支社等を有する企業の本社あてに、令和2年10月下旬から順次「企業構造の事前確認票」を郵送しますので、内容のご確認・ご回答よろしくお願ひいたします。

総務省・経済産業省

## 宅地建物取引士証の有効期限を確認しましょう

宅地建物取引士として業務を行うためには、有効な宅地建物取引士証を所持していなければなりません。有効期限が切れている取引士証では、取引士としての業務を行うことは出来ません。また、宅建業者は、専任の取引士の法定数が不足した場合は、2週間以内に補充等必要な措置をとらなければなりません。違反した場合は、宅地建物取引業法違反となりますので、ご注意ください。

### 宅地建物取引士証を更新するには

都道府県知事の指定する法定講習会を受講することが必要です。兵庫県知事に登録している更新対象者には、取引士証の期間満了日から約4~5ヶ月前頃に封書にて受講申込書を登録されている住所に送付します。

※住所等が変更されている場合は案内が届きませんので、必ず変更登録申請書を提出してください。

## 土砂災害警戒区域等の指定前の閲覧等に係る公告について

兵庫県では、令和2年9月15日付けで下記のとおり公告しましたので、お知らせ致します。

### ●指定予定地区 加古川市 志方町西牧

#### ●指定予定区域数

・土砂災害特別警戒区域 新規指定 1箇所(急傾斜地の崩壊1箇所)

#### ●公告内容の照会先(関係土木事務所)

東播磨県民局加古川土木事務所河川砂防課(電話:079-421-9622)

### ●指定予定地区 丹波篠山市 西紀・丹南(大山小学校区)地区

#### ●指定予定区域数

・土砂災害警戒区域 新規指定 12箇所(急傾斜地の崩壊12箇所)

・土砂災害警戒区域 一部改正 18箇所

(急傾斜地の崩壊15箇所、土石流3箇所)

・土砂災害特別警戒区域 新規指定 229箇所

(急傾斜地の崩壊184箇所、土石流45箇所)

#### ●公告内容の照会先(関係土木事務所)

丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課(電話:0795-73-3849)

## 令和2年度「土地月間」の実施について

国土交通省は、土地についての基本理念及び土地対策の重要性等について国民の関心を高め、その理解を深めることを目的として、毎年10月を「土地月間」と定め、平成2年度から普及・啓発活動を実施しています。本年度も講演会、フォーラム等、全国的な運動が行われます。

詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo01\\_hh\\_000067.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo01_hh_000067.html)

## 【全宅管理からのお知らせ】

### 全宅管理サポーター制度のご案内

全宅管理では、昨年度に引き続いて、全宅管理サポーター制度を実施しています。この制度は、新規入会をご検討されている方が、全宅管理会員様からの紹介状(所定の書式)と一緒に入会申込書をご提出頂くことで入会金(20,000円)が免除されるものです。

●期間: 令和3年3月31日まで

●入会金: 20,000円 ←不要

●年会費: 24,000円(月額2,000円×12カ月)

詳しくは、全宅管理ホームページをご覧ください。

<http://www.chinkan.jp/>